

國學院大學學術情報リポジトリ

山口銳之助の祭政一致構想と神社界：
大國隆正を回路として

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2024-10-31 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 上西, 亘 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/0002001031

山口銳之助の祭政一致構想と神社界——大國隆正を回路として——

上西 亘

一、はじめに

本稿の目的は山口銳之助の陵墓を中心とする特異な祭政一致構想を考察するとともに、大正期の神社界が主張した祭政一致構想との関わりを検討することで、近代の多様な祭政一致構想の一端を明らかにし、筆者がこれまで取り組んできた大國隆正の祭政一致をめぐる理念が近代に与えた影響を考えることにある。

本稿で対象とする山口銳之助は、京都帝大教授、学習院院長、宮内省諸陵頭、宮中顧問官を歴任した人物¹⁾であり、とりわけ昭和前期以降の大國隆正の顕彰を牽引したことがこれまでに指摘されている。山口が大國隆正に私淑していたことについては新田均によって指摘されている。新田によると昭和前期に作られた伝統の一環として佐藤信淵や大國隆正が俄に注目を集め、忘れられていたとされる隆正の顕彰活動が昭和二年以降、山口銳之助によって活発に展開され、隆正を取り上げる論考が増加することが指摘されている²⁾。また、山口の祭政一致観を紹介した先行研究に藤田大誠の論考があり、大正・昭和戦前期における祭政一致論において八神殿奉斎が中心的課題とした神社界にあって、

山口が山陵祭祀を祭政一致の中心的課題に置いた特異な祭政一致体制論を説いていたことを論じている。⁽³⁾次いで東郷茂彦は、山口個人に焦点を当てて事蹟や思想を詳細に記した初めての論考を物しており、そのライフヒストリーを知る上で画期的な業績といえる。⁽⁴⁾

そもそも明治初期の神祇行政は、天皇親祭による祭政一致体制の樹立を目指したことは多くの論考で語られている。⁽⁵⁾こうした天皇親祭体制が構築されるにあたって重要な転機となったのが神武天皇陵をめぐる一連の動向である。

神武天皇陵修補→修補のための祭祀↓恒例祭↓皇靈殿祭祀⁽⁶⁾

このように近代的な祭政一致体制は、陵墓の祭祀にはじまり、それが皇室祭祀へと組み込まれていくことよって確立していった。

さらに山陵における神仏判然は、讃岐坂出の崇徳上皇陵の祭祀が神式に改められ、かつその神霊を祀るべく坂出から京都へ神霊を迎えて白峰宮が創建された⁽⁷⁾一連の山陵の神仏分離・山陵整備過程と、明治政府の初期の神社創建の事例から見ると、神社を創建して皇霊を祀ること、そして山陵を整備して神式に祭儀を改めることには成功したといえる。⁽⁸⁾また近代の山陵を考える上で欠かせない山陵の汚穢の有無についても、明治元年、天皇の陵墓を穢とするかについての諮詢は「汚穢としない」と結論が出された。⁽⁹⁾しかし、山陵の「穢」がこのとき払拭されたかというところではなく、閏四月一八日「来ル二三日辰刻 山科陵 後月輪東陵等 御参拜⁽¹⁰⁾」が順延になるなど前途多難であった。山陵における祭祀の形成は中途で終わった感が否めないが、明治初期の陵墓の祭祀が神式に改められたことは大きな画期であったと考えられよう。

ここで重要と思慮するのは、後述するように山口が皇室祭祀と山陵祭祀を結合させることで新しい祭政一致体制を構築しようとしていたことである。このことは明治初年に形成された近代的な祭政一致体制だけが祭政一致のあるべ

き姿と考えられていたわけではないことを示している。本稿では山口の構想した祭政一致体制について著作を中心に再構成するとともに、大國隆正との影響関係や顕彰運動について検討することにより、大正から昭和初年の祭政一致体制をめぐる動向の一端を描写したいと考える。

二、山口の陵墓観

山口は山陵に関わる膨大な論考を著しているが、特に神社と山陵の関係、特に祭政一致に関わることに学問的な興味関心を見いだしている。ここでは山口の著作である『天皇の祭祀を中心とする明治維新史の考察』を紹介することによって山口の思想を検討したいと考える。

山口によれば本来陵祭を篤く執り行うことは古来より尊ばれ、「瓊々杵命より先帝に至るまでの神霊を悉く其の御在所に祭祀するの制度は実に我が国体の象徴である」と指摘している。また磐座の祭祀が岩戸と同義であるとした上で、柿本人麻呂の「天の原岩戸を閉てて神あがりあがりいませぬ」などの歌数首を例示し「何れも石戸とは墓のことである。」と定義する⁽¹³⁾。この磐座が墓を淵源とする理解は、

神は磐座に坐すもので、その磐座は岩戸、即ち墓であつても、磐座は決して肉体の埋めてある処の墓に限ると云ふ意味ではない。前に云つた天上の磐座に肉体の有無を詮議する必要はない。語部たちの常に見て居た祭政一致時代の神様の坐す処が、石を積んだ墓の形の磐座といふものであるから、天上の神様の事を云ふ時にも磐座の語があるのは自然である。又大和に居る語り部たちは、眼の前に沢山な神籬、磐座を見慣れて居る。その中でも御代々の神様の神籬、磐座はその石積も最も壮大で樹木も鬱葱として居る。それは後に云ふ処の陵である。氏々の祖先の神の磐座も主としてその墳墓であつたであらう⁽¹⁴⁾。

という見解として表明している。

このような陵墓についての祭祀は、山口の理解では大宝律令下における神祇官によって軽視されていたとされる。その理由を山口は、律令制神祇官が「純然たる唐の太常寺の模倣」であったためとし、九寺（九卿）の一つであり、国家の祭祀を司っていた「太常寺は元宗廟山陵天神地祇を祀る役所であつたが、唐は新に山陵を宗正寺に移して特に重きを宗廟に置くことに」したのであるが、元来日本と中国では祭祀の根本觀念が異なるため、唐の制度を日本が模倣したとき、結果として天神地祇の祭祀ばかりが尊重され、本来尊ばれてきた陵祭は治部省に置かれ、後に諸陵寮の扱いとなるなど、両者の扱いに軽重が生まれたことにより、天皇への祭祀が天神地祇の祭祀と比べて非常に軽視されることになったとするのである。⁽¹⁵⁾ それとともに陰陽五行説の思想の渡来によって、古伝説記述の際には天皇神靈の御在所は特に尊んで陵と称されていたが、墳墓を恐怖厭忌するようになると、天神地祇の墳墓が陵であると感じられるようになるに従って、天皇の陵が恐怖厭忌の対象となったと述べている。⁽¹⁶⁾ こうした理解をみても、この時期が山陵汚穢の画期となったと山口は考えていたと思われる。

右のような陵墓に対する恐怖厭忌を最も惹起させたと山口が考えたのが、「儒教神道」である。即ち、「著しく仏教を嫌ふ儒者の間には、又魂魄によつて陵墓を軽視し宗廟の祭祀を重んずる支那の祭祀制度を理想とする思想がある。此の二の思想を結合し仏臭を排して組み立てられたもの」が儒教神道であると定義し、「山陵の恐怖厭忌と神祇禁忌の苛烈とが極度に達していた平安朝でさへ皇靈の御在所たる山陵を敢へて穢と称するものは無かつた。然るに一派の儒教神道家は山陵を穢所なりと妄断し、神靈は別に四神相應の清地に神社を営みて之に祀るべし」と、儒教神道家が主張したことに政府当局が共鳴した結果、「魂を招き祀れる神社のみを奉斎し、魄即ち無きがらを埋めたる陵墓は祭るに及ばぬという方針」となったというのである。⁽¹⁷⁾

さらに儒教の系統を持つとされる水戸派儒学者も平田派の凋落と時を同じくして政府の方針を指導する立場にあったと山口は説いている。水戸派儒学者は、教部省の設立の趣旨を「表面規模を弘大して神儒仏三教を包含」する狙いがあったというが、実質には「儒教心酔者の神仏両教の排斥を實行せんとするのであった」とまで断定しており、その「儒教心酔者」が画策したとするものは伊勢神宮の宮中遷座案であるとして「伊勢の神鏡を宮中に移すことは伊勢神宮の破壊である。伊勢神宮の破壊さへも敢へてしようといふほどの大英断であるから開關以来の天皇の祭祀制度の变革という大事件が此の案の一部であるといふことにも不思議はない。天皇の祭祀の制度を陵祭本位から廟祭本位に変化すれば千年来の迷信に逆つてまでも陵墓に神祇道の祭典を興す必要はない。」と逆説的に「水戸派儒学者」が画策したとする廟祭本位に变革する制度を批判している。

以上のような山口銳之助の山陵に対する理解が妥当であるかについては、かなり疑問の余地があるといえよう。しかしながら、ここで重要と考えるのは、山口が山陵の祭祀を磐座の祭祀＝墓という概念を持ち出し、太古より最も重視されるべきものと捉えていることである。いずれにせよこうした山口の特異な山陵観が彼の特異な祭政一致体制をめぐる構想に繋がっているのである。

三、山陵祭祀と皇室祭祀

山口は諸陵頭として山陵整備に貢献してきた。他方で、この山陵の整備と皇室祭祀に位置づけられるはずであった山陵祭祀が別方向のものとされてしまったことについて次のように嘆じている。

明治六年二月に至り山陵の例祭式年祭に於ける奉幣使並に奉仕者の資格を定められたが、これは陵に就ては神社の祿制や祠官制度等の如き祭祀の基礎的制度は当分設けない見込みであるが為に、神社と山陵との権衡を取敢へ

ず之に依つて維持せんとする彌縫策であつた。同月には又前年官幣社の社格の定められた時陵墓祭式未定の爲特に留保せられた白峰宮鎌倉宮が官幣社に列せられた。之も亦陵墓祭の祭祀を神社に止めんとする政策の一端の現れであつた。⁽¹⁹⁾

白峰宮や鎌倉宮の官社列格が「陵墓祭の祭祀を神社に止めんとする政策の一端の現れ」であつたかは一考を要するが、山陵に「神社の祿制や祠官制度等の如き祭祀の基礎的制度は当分設けない見込みであ」つたことは山口の指摘するとおりであろう。山陵の整備について陵墓の整備と祭祀の交錯があつたことを山口はここで明示したと考へる。

このように陵墓の治定と陵墓祭の制定とは意味が違うということは明らかであり、明治十一年宮内省編入が陵祭廢止の画期となつていた。これについて山口は、次のようにも述べている。

初め神祇官は国家の宗祀としては先づ御歴代山陵の御祭典を興さんとするのであつたが教部省が諸陵に役人を配置するに至り神武天皇以降の皇后皇妃皇子皇女の祭祀をも興さんとするの案を立てた。然るに陵墓祭の問題が数年に涉つて決着しなかつた爲めに独り陵墓に掌丁を附けること即ち後の所謂陵墓決定のみが進捗した。而して此の陵墓決定に当たる官衙が教部省から内務省宮内省を転々する間に此の事業は陵墓の祭祀とは全然別途の事柄と考へられる様になつてしまつた。それで陵墓祭廢止の方針が決定してから後には陵墓決定の事業は却つて皇孫以下五世にまで拡張せられ陵墓祭廢止の闕典の補完事業の様⁽²⁰⁾に考へられることになつた。

さらに山口は、明治神宮と伏見桃山陵のありかたについても批判をしている。即ち、本来は山陵から天皇の御魂を奉迎し、その神靈を創建する神社に遷してはじめて御魂が奉斎する神社に鎮まるというのが山口の考へ方なのである。その上で山陵と神社が同地に祀られている神社とそうでない神社に社格に格差があることを以下のように批判する。

伏見桃山陵と明治神宮とに明治天皇の神靈を奉斎せられたるは自ら大正の時代に於ける皇靈奉斎の標準の法式の

如く見える。従つて榎原神宮以下皇靈を奉斎せる十三の官幣社が悉く陵所を除外して居ることの言訳も立ち譽田八幡宮吉備津神社猿投神社羽咋神社等天皇皇子の陵墓を祀り来つた神社はその祭神の御在所を取り上げられ吉備津神社が官幣中社である外譽田八幡宮以下は却つて府県社に貶されて居ることの言訳も立つのである。併しながら若し内務省に於て愈洪川春海谷重遠等一派の儒教神道家の主張が固執せられ陵墓を穢所として神社から斥けられるならば功臣の墓を祀つた別格官幣社にも亦此の主義を實施せられなければならぬではあるまいか。即ち談山神社太宰府神社の鎌足道真の墓湊川神社の楠氏の墓豊國神社豊國廟日光久能両東照宮の奥の院等は何れも穢所であるから神社から排斥すべきことを嚴命せられなければならぬ。若し排斥が出来なければ是等の神社は別格官幣社から除かれなければならぬ筈ではあるまいか。⁽²¹⁾

このように山口は、墓を穢所とするならば官国幣社別格官幣社に預かる神社も考えを改めなければならないというのである。かかる山口の構想は、山陵と同一区画にあり山陵と非常にゆかりの深い神社は本来特に崇敬し、しかるべき社格に列格すべきと述べるに等しいものであつたといえよう。

四、山口の祭政一致体制をめぐる構想

山口は明治初期の祭政一致の神祇政策を「明治の神祇官は厭陵の迷信と神社禁忌の陋習を破り伊勢大神宮歴代山陵官国幣社を国家の宗祀と為さむとしたのであつた。而して国家の宗祀の此の体系を樹立することは明治天皇が王政復古の御精神と遊された祭政一致の御制度の一大理想があつたのである。」⁽²²⁾として、それを實現するためには以下に制度を改めるべきであると提言する。

一、山陵の御祭典は総て伊勢大神宮の年中行事に準して其の儀典を定められること。

二、奈良県及大阪、京都、東京の三府に各神部署を設け大官司以下の神官を配置して各陵の御祭典に奉仕せしめられること。鹿児島県兵庫県滋賀県香川県山口県等の各県にある山陵には各陵司或は官司を置きて御祭典に奉仕せしめられること。

三、明治神宮の組織を改め其の境内の施設を以て今後の山陵及神部署に宛てられること。

四、御大葬の儀式は伊勢大神宮の御遷宮の例によつて之を定められること。

五、神祇官を再興して内閣の直屬となし内閣総理大臣をして其の長官を兼ねられること。

六、此の制度に矛盾する現行の法令制度は畢竟皆暫定的のものに過ぎぬを以て悉くこれを改正せられること。

七、此の機会に於て伊勢神宮の御式年の御造営の制度に改正を加えられること。⁽²³⁾

右の提言もさることながら、山口の論考から言及されることは、山陵の祭祀が近代の祭祀体系の中で最も重視されるべきものであり、畢竟するに待遇や体裁は神社の格式を以て取り扱うべきであるということにあったことが理解できる。七の式年遷宮の造営の改正については詳細は定かでないが、先述の通り、皇祖皇霊の御魂が鎮まる山陵は、穢でないどころか「明治神宮の組織を改め其の境内の施設を以て今後の山陵及神部署に宛てる」ほどの一大改革を山口は示唆するのである。つまるところ、山口は近代天皇祭祀に山陵の祭祀を加えるべきと主張していたということが指摘できよう。

これら山口の主張の淵源は、明治初期の津和野派の神祇行政への大いなる共感と、それを阻害したとされる平田派国学者への反感にある。しかしながら大國隆正を領袖とする津和野派の神祇行政の構想は当初から律令制神祇官とは異なり、宮中・太政官を中心とした祭政一致政策を構想していたのであるが、こと山陵の整備の後に全山陵に「陵司」が置かれ山陵の祭祀を厳修する祭政一致と言うよりは、皇靈殿での天皇親祭体制こそが主眼にあつたのではないかと

考える。その点、山口の祭政一致政策と陵墓観は、平田派や津和野派とも異なりかなり異質な考えと言わざるを得ない。しかしながら山口は、大國隆正をはじめとする津和野派の思想に好感を抱いていたのは間違いない。かかる共感が次節で検討するように隆正顕彰運動として発露されることとなるのである。

五、山口の大國隆正顕彰と本学会・大國隆正先生顕彰会について

これまで見てきたような山口銳之助の構想は、宮内省を退官した後、あるいはその前後に執筆したものと考えられる。この時期は山口が大國隆正に私淑していった時期と符合する。隆正に私淑することとなったきっかけは、山口の宮内省退官後、大正十三年に皇室令が完成したが、この皇室令に疑問を抱き、かつてより気の合っていた陸軍中将榑原昇造の私邸を訪れて、大國隆正を始めとする津和野派の神祇政策に触れるとともに、亀井家にも訪い種々の文献を渉獵して、大國隆正の研究を志したことに⁽²⁶⁾ある⁽²⁷⁾。かくして昭和三年十二月に大國隆正を顕彰することを目的とする本学会が設立された⁽²⁸⁾。翌昭和四年十月には大國隆正の霊祭が本学会主催で神道本局において執り行われている。山口の大國隆正顕彰の画期となる本学会の設立と、大國隆正を顕彰する霊祭の執行については、次のように紹介されている。「本学会は昨年十二月山口銳之助博士を中心として、本学思想の研究普及を志す人々、互に相集まり、其研究を継続し居りしが、会の事業として、是非大國先生の霊祭を行はんとの話も、機を得て実現するに至つたのである。」とあり、この霊祭では山口自身が斎主となっている。

神道本局で霊祭が執り行われた経緯については、本学会を作る過程で「方々の学会」へ行つて大國隆正の思想研究の重要性を述べたが「一向に相手にして貰へなかつた」ところ、神道本局で催された神道宣揚会に始終出て講演をした所共鳴する人を得たので「私の喋ることを中心とする研究会といふやうなものを作つて頂く」ことを神道本局に依

頼して、結果出来たのが本学会であるという。以上のような関係から神道本局で講演する機会が多くなったと考えられ、この講演の回を重ねるに及んで研究が整理され「祭政一致の御制度」というパンフレットを書くことが出来るようになったという。⁽³⁰⁾

山口の隆正の学問に対しての受容は、天皇論や外交論など時局に合ったものばかりではなく、隆正のライフワークとも言えるべき、言語学のことまでに及んでいる。

大國先生の言葉の研究は、人がこちつけといひます、確にこちつけであります、江戸時代の言葉も、平安朝前後から出来つゝある言葉も、古事記、萬葉の言葉と一所に取扱ふ事があるものですから、人は滑稽とも云ひませう、滑稽でも何でも構ひませぬ、言葉の研究―言葉の發達の研究といふものは、さふいふ意味に於てすべきものであつて、ずつと古いところから、現代までの一般の言葉の総合的研究、それを人間の思想と関連して研究するのが大國先生の言葉の学問であると信じます。大國先生はその大成したものを「音図神解」に説かうと考へて居られたのであると思ひます。⁽³¹⁾

大國隆正先生顕彰会の発会式は本学会が主催して靈祭を行つてから九年後の昭和十三年十月九段下の軍人会館の大講堂で開催され、発起人の榊原昇造や明治神宮宮司海軍大将有馬良橋をはじめとして百数十人の会員が結集した。祝辞演説は井上哲次郎「大國隆正顕彰会祝辞」、山口銳之助（本学会会長理学博士の肩書）祝辞「本学会を起すまで」があり、その後講演会として医学博士磯部美知演題「大國隆正先生を仰ぐ」、西郷從徳演題「明治天皇御聖徳」、河野省三演題「皇国日本の発展と大國隆正先生の学風」があった。その後の大國隆正顕彰会の動きは詳らかではないが本学会主催の靈祭とは趣を異にし、時局に合わせたものであったといえよう。

六、大國隆正と神社界の祭政一致論

次いで山口銳之助によって顕彰された大國隆正の思想が大正期以降の神社界においてどのように受容されているのかという点について検討しておきたい。

照本金川のペンネームを用いて『皇国』に寄稿し、神社界の理論的指導者の一人であった照本亶は『皇国』において「大國隆正の神道観」という論考を寄稿している。その冒頭には「先頃、理学博士山口銳之助氏（宮中顧問官）を訪うて、偶々神道のこと及び、殊に明治初年に於ける我が神祇道に密接な関係がある大國隆正翁の事に及び氏所有の古文書を観て大いに得るところがあつたので左に隆正の神道観の一端を述べて見ようと思ふ。」とあり、当時宮中顧問官であつた山口に感化されたことで、隆正についての論考を著すこととなつたことを述べている。

本論考において照本は、当時大阪毎日新聞に掲載された「大帝を偲び奉る」という記事について世情の物議を醸した論考として取り上げている。この記事を寄稿した人物は、『明治天皇紀』編纂に尽力したことで知られる歴史学者で貴族院議員も務めた竹越與三郎であつた。

竹越は記事で冒頭にて、明治二十三年に山縣有朋が内閣を組織するときに神祇伯再設論者である山田顕義を司法大臣にする裁可を明治天皇が当初認めなかつたという逸話を紹介し、その理由は、神祇伯を設置することは祭政一致主義とする大宝令の古制であつて、「立憲の大義と相容れざるものである」からそうした観念を持つ山田伯を内閣に入れることに難色を示したというのである。竹越によれば、最終的には山田顕義は神祇伯設置の考えを放棄して「改宗」するだけにとどまらず山縣有朋に「かゝる愚説を唱へしめざるべし」と陛下に念を押された形で内閣の裁可が得られたという。これを立憲政治を護持する逸話として「陛下が立憲政体を擁護せらるるの精神はかくも深厚のもので

あつた。」と結論付けたのである。⁽³⁴⁾

照本はこの竹越の記事が(当然のことながら)神社界の「非難攻撃を招く」事になったことを述べている。⁽³⁵⁾ 加えて「斯界にとって問題」とするところの神祇官興復運動を考える上で、明治初期の神祇行政に功績があつたとする大國隆正の神道説を知ることが最も大切なことであると述べる。

次いで、照本は、隆正の「神祇官本義」と「存念書」を引用し、隆正の神道観の考察に筆を進めている。山口との談話で感化されての意見か、照本の持論であるかはこの論考だけでは明らかにはならないが、「我が神道殊に神社制度の上に於ても幾多の疑義があり、殊に大喪にあたり穢と喪との関係、従つて陵墓の思想については大いに考慮せねばならない点が多々ある。況や、神道といふ上から考へても隆正が考へて居たやうに大に大道昭明の教法を樹立しなければならぬ」と述べているが故に、山口の意見に賛同すると捉えて差し支えないと考えられる。

次いで、照本は、

祭政一致による神祇官といふものは所謂大國隆正翁の神武の古にかえるといふ考と一致するもので、大に我が古神道に合致するもので当然かくあらねばならないものと思ふ。乍併、其後に於ける大宝令によると神祇官といふものに大陸思想が加味されて、真に我が大道昭明の神道とは大に異なる所がある。而して彼の明治維新に樹立しようとした所の神祇官は此の神武の古にかへる理想から来た神祇官であつたのに違ひない。即ち岩倉公―玉松操―大國隆正と連想してくると然か考へざるを得ないのである。然るに平田一派の進言からして大宝令による神祇官が出来てしまつたことは所謂御一新の大精神に戻るものといはなければならぬ。陵墓と穢との関係の如きに至つても外来の思想によるものが頗る多い

と論じている。そして照本は、此の論文の末尾に「宜しく神武の古にかへる真の祭政一致による神祇官を樹立するこ

とを切望するもので、隆正の唱導する神道観に共鳴するものの一人である。」と結んでいる。結果的に照本の言葉を借りた形になったが、照本を通じて山口は大國隆正とその門流が推進した明治初期の祭政一致構想が、山口が理想とした、祖先を祀るかたちとして最も良いと考えた、山陵・陵墓の祭祀を神祇官に附属させ、天皇親ら祭祀を行う姿を見たのである。

しかしながら、山口が活躍した時代には陵墓における祭祀体制は確立しており、それに異を唱えるということは、現在の皇室祭祀体制や山陵祭祀体制の変更を迫るものであった。このことは、津和野派が構築した皇室祭祀を中心とする近代的な国家祭祀体制の批判に他ならない。山口は『明治戊辰祭政一致の御制度』において以下の様に述べる。

神祇官を再興し、御代々の御陵を神祇官に統一して、その祭祀を神宮に準ずることは、大化以来の信仰上の紛糾を一洗して道を神隨の旧態に服することである。大化改新以来の信仰の紛糾は平安朝の初期に於てその極に達し、葬祭は悉く仏寺の支配する所となつたが、近古卜部神道の興起するに及び、廟宮は漸く神社の制に近似する様になつた。(多武峰の靈廟・北野の靈廟・菅田宮・豊國廟等の建築の例にても明である) 神靈奉祀の根本義に於て神社の信仰と廟宮の信仰とに矛盾が無いといふことが明になつて後に、始めて我が国家の組織と祖先崇拜の国民性とが完全に合致し得るのである。葬祭が神隨の古制に復ることによつて始めて神隨の道は明になるのである。³⁶⁾

ここでも山口は神社の信仰と山陵を統合することが我が国古来の祖先崇拜の国民性と国家組織に合致するものとして説いているのである。山口にとって山陵の整備は神社のそれと同一のものとして扱われることを理想としたものであった。

七、まとめ

山口の主張する山陵における祭政一致は、修補と神式による祭祀だけでは足らず、敬神崇祖と神仏分離が行われたことを示すもの以上の対応を要求した。つまり、律令制でない内閣直属の神祇官が諸陵を管轄し、式年祭や正辰祭のように勅使が差遣され、常勤の祭祀官が駐在し、神霊を祀る祭祀と祭祀の場が恒常的に行われることを理想としたのである。

山口にとっての山陵は、社司、社掌を置き恒常的に祭祀を執行する場を想定し、神聖性・歴史性からいっても、神社と同等の扱いを以て然るべき施設と結論づけたのであった。しかしながら、山陵を管理する官衙は最終的には神祇官・神祇省・教部省と変転し明治十一年に宮内省の管轄となった。また、山陵とは神社と同じく御霊が鎮まり敬慕する場であったとの山口の陵墓観は終始一貫しており、大正から昭和期の既に祭祀体系がほぼ定まっていた状況に対する批判であったとみることができる。こうした山口の構想が明治初期の神祇行政に影響を齎した津和野派の領袖である大國隆正への顕彰という回路で接続され、山口に近い人物のみならず、当時の神祇官興復運動に係る照本の同意を得るなどした。さらに時代の趨勢によって、山口の興した本学会とは規模も異なるほど大きな大國隆正顕彰会の設立へと繋がって、先述した新田の論ずるところの大國隆正顕彰の契機を作ったのも山口の影響にあるうと考える。

大國隆正顕彰会が、当時の神社界においてどれほど受容されたか、また活動内容はその後どのようなものであったのかは今後の課題としたい。

註

- (1) なお、山口銳之助の妻は数学者で東京帝大教授・貴族院議員を歴任した藤澤利喜太郎の妹である。
- (2) 新田均『現人神』『国家神道』という幻想、PHP出版、平成十五年、一〇四―一〇七頁。
- (3) 藤田大誠『近代国学の研究』、弘文堂、平成一九年、第八章「大正・昭和戦前期における祭政一致観の相克」を参照。
- (4) 東郷茂彦「宮内省諸寮頭山口銳之助の事蹟と思想」(『明治聖徳記念学会紀要』復刊四八号、平成二三年)。
- (5) 阪本是丸は明治初期の神祇行政を概観して以下のように端的に論じている。「亀井らは最初の神祇政策として、①神祇官再興まで取り敢えず神祇局を設け、それに「八神」を勧請して神事を執行すること、②伊勢神宮の祭典を再興し、ますます神威を高めること、③熱田神宮を伊勢神宮に次ぐ神社として待遇すること、④出雲大社を熱田神宮に準じる待遇とすること、⑤古来の大社の取り扱い規則を立てて崇敬する体制を設けること、⑥勅願所」の神社を調査し、非礼のないように待遇すること、⑦「祭式之法」に軽重を立て、古法をもとに簡易な規則を設けること、⑧山陵の祭典を改革し、神祇事務局の管轄とすること、⑨国内の「宗門」を「復古神道」に改める、ただし私的な仏教信仰は認めること、などを提案している。こうした神祇事務局の初期の提案が、以後の神祇・神社行政の基本となったことはいままでもない」と。(阪本是丸『明治維新と国学者』大明堂、平成五年、百四頁)
- (6) 武田秀章『維新时期天皇祭祀の研究』、第5章「明治元年における先帝祭の成立」等参照。
- (7) 藤井貞文『近世に於ける神祇思想』春秋社松柏館、昭和一九年、一九二―一九八頁など。
- (8) 阪本健一『明治神道史の研究』第五部明治神道史上の諸問題第一章「皇室における神仏分離」、国書刊行会、昭和五八年、武田秀章『維新时期天皇祭祀の研究』大明堂、平成八年。
- (9) 『明治天皇紀 卷一』(明治元年閏四月七日)「制度事務局に命じて山陵御穢の事を審議せしむ、諸陵助谷森種松建議して曰く、天皇は是現津御神なり、現世は勿論、幽界に在りても、神にあらせられる、こと疑ふべからず、然るに中世以来、世人往々佛徒の巧舌に眩惑せられて、葬祭は凡て僧侶の手に委ぬるのみならず、御陵亦、専ら寺域に営むを以て、動もすれば山陵を目し穢処の如くに誤る、夫れ葬祭は人倫の大事なり、軽々しく之を浮屠に一任すべきにあらず、山陵は宜しく萬代不易の幽宮と

して、崇高尊厳ならざるべからずと、而して御穢の事、廟議遂に之れ無きに決せりと云ふ」とある。(六九三—六九四頁)

(10) 武田秀章『維新时期天皇祭祀の研究』大明堂、平成八年、一八七頁。

(11) 武田はこの順延について「このような山陵親謁の延期は、行路の工事が未だ完了していないという表向き理由とは別に、旧来の山陵穢所観に拠りつつ、親謁を阻止しようとしていた旧勢力の画策を推察させる。」(同頁)と示唆している。

(12) 『天皇の祭祀を中心とする明治維新史の考察(上)』、一頁。

(13) 『古神道の本義』『島根評論』三卷五号、大正一五年。

(14) 註13に同じ。

(15) 前掲『天皇の祭祀を中心とする明治維新史の考察(上)』、三頁—四頁。

(16) 同五頁。

(17) 同二四—二五頁。

(18) 同二〇—二二頁。

(19) 同二八頁。

(20) 『天皇の祭祀を中心とする明治維新史の考察(下)』、一五頁。

(21) 同四—四二頁。

(22) 同四六頁。

(23) 同四七頁。

(24) 前掲阪本是丸『明治維新と国学者』、武田秀章『維新时期天皇祭祀の研究』、第6章「明治神祇官の改革問題」等参照。

(25) 左記に大國隆正先生顕彰会趣意書を紹介する。出典は『島根評論』十五卷十一号、島根評論社、昭和一三年。

大國隆正先生顕彰会趣意書

明治の鴻謨は源を「神武復古」に発す。所謂「神武復古」は当時の碩学野之口(後の大國)隆正の学説に根柢するところ。惟ふに此一事以て先生を不朽に伝ふべし。況や先生の学に識に、時流を抜いて博く高く、更に先生の此の説義、尚深文大理の存するものあるに於てをや。先生の立言、之を要約すれば「日本第一」なり。「天皇中心」なり。球上無比の国体に相応せる学問、此を措きて豈に他あらんや。則ち知るこの信念ありて先に「神武復古」を提唱し、この理想ありて後に「確一御一新の神道興立」

を建言し、且つ自ら之に任ぜんとせられしなり。而るに時否にして斯学隱晦し、久しくまた顕はれず。有心の士をして徒に痛恨せしむるのみ。いまや機漸く熟しとき再び至りぬ。此年国体明徴の声大いに起り、日本精神の昂揚せらるゝ秋。剴切なる学問の尚未大成せられざるものを慨し、同士胥謀りてわが先生の思想学説を闡明し以て皇道興隆に貢献せんとす。蓋し是れ先生の所謂幽忠幽孝を顕す所以なり。冀くは憂天下に抱く者、惠然として肯て来り、此挙を賛襄せられんことを。花さきぬ牛となりてもおほきみのみゆきの車ひかんとぞおもふ

かばねをば草むせ水づけ国のためこころの瓊矛とほらざらめや

昭和十三年秋

大國隆正先生顕彰会

仮事務所赤坂区青山南町五の六九

電話青山三三〇七番

(26) 前掲東郷論文二四八―二四九頁。「本学会を起すまで」『島根評論』一五卷一―二号、島根評論社、昭和一三年。

(27) 本学会が主催して大國隆正の靈祭を執り行ったことがわかる資料として『島根評論』六卷一―二号「大國隆正大人靈祭」が当時の様子をつたえている。

(28) 「大國隆正大人靈祭」『島根評論』六卷一―二号、島根評論社、昭和四年。

(29) 「明治御一新と大國隆正先生の思想(上)」六卷一―二号、島根評論社、昭和四年。

(30) 「明治御一新と大國隆正先生の思想(上)」六卷一―二号、島根評論社、昭和四年。

(31) 「明治御一新と大國隆正先生の思想(下)」『島根評論』六卷一―二号、島根評論社、昭和四年。

(32) 藤本頼生「照本亶と『皇国』」『昭和前期の神道と社会』弘文堂、平成二八年。

(33) 「皇国」昭和三年一月号(通号三四九号)、昭和三年一月一日発行。

(34) 「大帝を偲び奉る(下)申すも畏き御遺徳の数々」『大阪毎日新聞』昭和二年一月三日。

(35) 宮西惟助は「皇国」誌上において「竹越氏の神祇官問題に就いて」という論考を発表し、竹越の論考は「充分な資料も備えないで、書かれたものと推想せざるを得ぬ。」と述べ、「大帝の御聖徳を慕い奉る記事としては、甚だ不謹慎な記事である」と述べ、竹越の論考に根拠が無いことを、委曲を尽くして述べている。

(36)

『明治戊辰祭政一致の御制度 第貳號 教法新定の二』、七頁―八頁。なおこの書籍はガリ版刷りで三号刊行されている。しかし、刊記が無いため出版年等は不明であるが、先述した本学会が刊行した「パンフレット」がこの書籍ではないかと思われる。